

## 委 託 業 務 仕 様 書

### 1 件名

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務委託

### 2 業務目的

津市独自の外あそびに関する認定制度を作り、外あそびに関する指導者（以下、「つ・外あそびサポーター」という。）を育成することに加えて、市内の施設において出前講座を行うことでソフト面でのサポートを行い、外あそびのきっかけを作り、子どもの成長を支えるための土台作りを支援することで、公園を活用した外あそびの継続的な創出を目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 4 実施場所

津市安濃中央総合公園内体育館及び出前講座の依頼があった施設

### 5 主な業務内容

#### (1) 「つ・外あそびサポーター」養成講座事業

##### ア 目的

保育士・教員・スポーツ関係者・施設管理者等を中心とし、子育て世代の保護者や高齢者も対象とし、地域全体で外あそびを支える社会の構築を目指し、外あそびに関する基本的な知識と適切な外あそび支援スキルをもつ人材を養成する本市独自の認定制度を作り、講義と実技の受講後に認定基準を満たした者を「つ・外あそびサポーター」として認定することで、指導者を養成する。

##### イ 回数・定員

同内容を2回以上実施することとし、様々な方が参加できるように、曜日や時間帯を変え、実施することとする。参加料は、無料とする。

##### ウ 内容

- (ア) サポーター養成事業企画(カリキュラム・研修資料・認定基準作成等)
- (イ) 事業管理(運営・問い合わせ対応を含む)
- (ウ) 講師手配
- (エ) 事業広報作成・配付
- (オ) 会場手配(津市安濃中央総合公園内体育館施設利用料金の支払いを含む)
- (カ) 認定書作成

##### エ 業務の詳細内容

(7) 講座内容・実施方法の計画

受注者は、「つ・外あそびサポーター」認定に係る制度設計を行うこととする。また、制度設計詳細、講座の内容（カリキュラム）及びスケジュールを記載した実施計画書（様式は任意）を本市に提出すること。

また、カリキュラムは、子どもの成長を支える外あそびの意義を理解し、安全で楽しい遊びの場所づくりをサポートできる人材を育成し、地域全体で子どもの外あそびを支える仕組みづくりが業務の目的であるため、外あそびに関わる理論及び実践を学ぶものとする。さらに、津市安濃中央総合公園の特性を踏まえた遊びの展開を組み込むことで、より実践的な公園活用を促進できるようにすることとする。

(8) 参加者の募集、選定等

参加者の募集、選定を行い、参加者の確保及び問い合わせ対応は受注者がすべて行うこと。

(9) 各施設との調整（事前協議）

「つ・外あそびサポーター」養成講座は、津市安濃中央総合公園内体育館で行うこととする。

また、津市運動施設（安濃地域）の指定管理者との開催日程、会場、使用できる備品や音響機器等に係る調整は、すべて受注者が行うこととする。

(10) 会場準備・撤収

「つ・外あそびサポーター」養成講座実施に係る会場の設営、機材の調達や撤収等はすべて受注者が行うこととする。

(11) 安全管理の徹底

受注者は、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を防止しなければならない。また、施設管理者から本事業の実施に際して、特に安全面等で留意し配慮すべき情報提供があった場合は、その内容を従事者間で共有し把握しておくこととする。

(12) 記録について

参加者側の承諾を得た場合は、「つ・外あそびサポーター」養成講座の様子を写真等で記録することとする。

(13) 問い合わせ対応について

当該事業に関する問い合わせ先は、受注者として滞りなく速やかに対応することとする。

(2) 外あそび推進出前講座事業

ア 目的

未就学児等を対象に幼稚園や保育園等を外あそびの有識者が訪問し、子どもたちと一緒に外あそびを行い、楽しさを伝えるとともに昔から親しまれてきた遊びの継承を行う。

イ 回数・開催時期

20か所以上で実施することとする。

開催時期については、熱中症等に十分配慮することとする。

ウ 対象

本市内の幼稚園、保育園、こども園を対象とし、空きがある場合は小学校を含むこととする。ただし、安濃町内の施設分は優先的に確保し、残りに関しては、津市内の施設で出前授業を開催することとする。

なお、小学校は2年生までを対象とする。

※ 安濃町内の施設分（安濃幼稚園、村主幼稚園、明合幼稚園、安濃保育園、安濃小学校、村主小学校、明合小学校、草生小学校）は優先的に確保することとする。

エ 内容

(ア) 事業広報作成・配付

(イ) 事業管理（各施設との日程調整を含む）

※ 問い合わせ先は受注者とする。

(ロ) 外あそび指導講師派遣

オ 業務の詳細内容

(ア) 講座内容・実施方法の計画

受注者は、出前講座の内容及びスケジュールを記載した実施計画書（様式は任意）を本市に提出すること。また、講座内容は下記の点を含めることとする。

① 子どもたちが実際に体を動かして、外あそびを体験できること

② 多様な外あそびに触れられること

③ 出前授業後に子どもたちが自分たちだけで自発的に遊ぶことができる内容であること。

(イ) 開催施設の募集、交渉、選定等

出前講座を開催する施設の選定に係る募集、交渉、選定を行い、開催施設の確保及び問い合わせ対応は受注者がすべて行うこと。

(ロ) 各施設との調整（事前協議）

出前講座開催の施設と開催日程、会場、使用できる備品や音響機器等に係る施設管理者との調整は、すべて受注者が行うこと。

また、出前講座の開催形式については、実施施設の方針、授業計画や使用できる教室等を聞き取り、柔軟に対応することとし、事前に開催施

設担当者と協議を行うこととする。

(イ) 会場準備・撤収

出前講座実施に係る会場の設営、機材の調達や撤収等はすべて受注者が行うこととする。

(ロ) 安全管理の徹底

受注者は、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を防止しなければならない。また、施設管理者から本事業の実施に際して、特に安全面等で留意し配慮すべき情報提供があった場合は、その内容を従事者間で共有し把握しておくこととする。

(ハ) 記録について

施設側の承諾を得た場合は、出前講座の様子を写真等で記録することとする。

(ニ) 問い合わせ対応について

当該事業に関する問い合わせ先は、受注者として滞りなく速やかに対応することとする。

(3) 広報・PR

各事業実施に係る広報・PRに関して、チラシ等の広報資料を作成し適切な広報媒体へ情報掲載を行う等をし、効果的に実施すること。なお、チラシの内容等の詳細な広報・PR方法については、発注者と協議の上、決定することとする。チラシ等の配布数は、「つ・外あそびサポーター」養成講座事業と外あそび推進出前講座事業を合わせて3,000枚以上とする。

6 業務担当責任者の報告

契約締結後、業務担当責任者を定め、速やかに書面により届け出ることとする。なお、業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

7 安全管理義務

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、参加者等の安全確保に十分に配慮し、事故、怪我、物損等の防止に努めること。
- (2) 本業務実施中に事故等が発生した場合は、受注者の責任において速やかに必要な対応を行い、直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 受注者の故意または過失、安全管理上の不備により発生した損害については、受注者が責任を負うものとする。
- (4) 受注者は業務内容に応じた賠償責任保険、傷害保険その他必要な保険に加入し、発注者の求めに応じて加入内容を確認できる書類を提出すること。

8 その他

- (1) 当該業務を遂行するために必要な物品、人員等については、受注者において、調達又は確保すること。

- (2) 業務遂行のために各種申請等手続きが必要な場合は、これを行うこととし、著作権使用料等が生じた場合は、受注者にて負担すること。
- (3) 収支について、受注者は、委託事業に係る経理の状況を帳簿に明確に記載し、委託事業の経理を厳正に行わなければならない。
- (4) 雨天や気象警報が発令される等、当日の開催が不適切であると判断した場合は、「つ・外あそびサポーター」養成事業に関しては発注者と協議し、外あそび推進出前講座事業に関しては各施設管理者と相談し、延期を決定すること。
- (5) 業務終了後、委託業務に係る実績報告書を作成し、提出すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項、及び業務の実施に関し疑義が生じた事項等については、必要に応じ本市と協議の上、決定するものとする。
- (7) 実施について、発注者と密に連絡を取り合い、軽微な変更があった場合は、対応することとする。
- (8) 「つ・外あそびサポーター」養成事業において認定する「つ・外あそびサポーター」の名称使用等の権利は、発注者に帰属することとする。
- (9) その他、必要な事項については発注者と協議の上決定することとする。